

外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（改訂）（抜粋）

令和元年 12 月 20 日
外国人材の受入れ・共生に関する
関係閣僚会議

I 基本的な考え方

近年、我が国を訪れる外国人は増加の一途をたどっている。平成 24 年に 836 万人であった訪日外国人旅行者数は、平成 30 年に初めて 3,000 万人を超え、我が国に在留する外国人も令和元年 6 月末時点で 283 万人、我が国で就労する外国人も平成 30 年 10 月末時点で 146 万人と、それぞれ過去最多を記録している。

政府においては、出入国管理及び難民認定法（以下「入管法」という。）の改正による新たな在留資格である「特定技能 1 号」及び「特定技能 2 号」の創設（平成 31 年 4 月施行）を踏まえつつ、外国人材の受入れ・共生のための取組を、より強力に、かつ、包括的に推進していく観点から、平成 30 年 12 月に「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（以下「総合的対応策」という。）を決定し、令和元年 6 月には、外国人材の受入れ環境整備をめぐる喫緊の課題を中心に「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策の充実について」（以下「充実策」という。）を取りまとめ、政府一丸となって関連施策を着実に実施してきた。

今般、これまでの関連施策の実施状況も踏まえつつ、充実策の方向性に沿って、総合的対応策の改訂を行った。

総合的対応策は、外国人材を適正に受け入れ、共生社会の実現を図ることにより、日本人と外国人が安心して安全に暮らせる社会の実現に寄与するという目的を達成するため、外国人材の受入れ・共生に関して、目指すべき方向性を示すものである。

政府としては、条約難民や第三国定住難民を含め、在留資格を有する全ての外国人を孤立させることなく、社会を構成する一員として受け入れていくという視点に立ち、外国人が日本人と同様に公共サービスを享受し安心して生活することができる環境を全力で整備していく。

その環境整備に当たっては、受け入れる側の日本人が、共生社会の実現について理解し協力するよう努めていくだけでなく、受け入れられる側の外国人もまた、共生の理念を理解し、日本の風土・文化を理解するよう努めていくことが重要であることも銘記されなければならない。

在留外国人の増加が見込まれる中で、政府として、法務省の総合調整機能の下、引き続き、外国人との共生社会の実現に必要な施策をスピード感を持って着実に進めていく。

もとより、外国人との共生をめぐる状況は、絶えず変化し続けていくものであり、総合的対応策に盛り込まれた施策を実施していれば足りるというものではない。国民及び外国人の声を聴くなどしつつ、引き続き、定期的に総合的対応策のフォローアップを行い、必要な施策を随時加えて充実させながら、政府全体で共生社会の実現を目指していく。

II 施策

1 外国人との共生社会の実現に向けた意見聴取・啓発活動等

(1) 国民及び外国人の声を聴く仕組みづくり

【現状認識・課題】

外国人との共生社会を実現するためには、共生施策としていかなる施策が必要とされるかを的確に把握することが必要であり、そのためには、国民及び外国人の双方の意見に耳を傾け、それらの意見を共生施策の企画・立案に適切に反映させる仕組みを構築するとともに、外国人が抱える問題等についての客観的なデータを収集し、これに基づき検討を行っていくことが必要である。

【具体的施策】

- 出入国在留管理庁に設置した「『国民の声』を聴く会」や各地方出入国在留管理官署が開催している「出入国管理行政懇談会」等において、引き続き地方公共団体、企業、外国人支援団体等幅広い関係者から、共生施策の企画・立案に資する意見を聴取する。特に、地方公共団体と継続的な意見交換を行うことや外国人個人の意見を聴取することに配慮する。また、全国に配置されている受入環境調整担当官の体制整備を図る。これらの取組により、出入国在留管理庁の外国人材の受入れ環境整備に係る総合調整機能を強化し、引き続き、十全に発揮していく。
〔法務省〕《施策番号1》
- 外国人が抱える職業生活上、日常生活上、社会生活上の問題点を的確に把握し、外国人材の受入れ環境整備に関する施策の企画・立案に資するよう、「外国人住民調査」を参考としつつ、外国人に対する基礎調査を実施する。〔法務省〕《施策番号2》
- 在留外国人の増加等に対応した外国人材の受入れ政策や多文化共生施策の推進のため、それら政策・施策に関する研究・情報の効率的な集約・分析等の在り方について検討する。〔法務省〕《施策番号3》

(2) 啓発活動等の実施

【現状認識・課題】

外国人との共生社会を実現するためには、外国人との共生の必要性や意義についての国民の幅広い理解が必要である。同時に、言語、宗教、慣習等の違いに起因する様々な問題の発生が懸念されることから、それらの防止や被害が生じた場合の対応についても重要な課題である。

そのため、各種啓発活動を推進し、外国人との共生についての地方公共団体や企業、地域コミュニティ等の意識の向上を図るとともに、法務省の人権擁護機関における人権相談等の取組の周知を図る必要がある。

【具体的施策】

- 外務省においては、国際移住機関等との共催による「外国人の受入れと社会統合に関する国際フォーラム」を開催し、海外の有識者による海外の先進事例の紹介を行うとともに、地方公共団体等の国内関係者によるパネルディスカッションを通して、日本人の意識啓発を行い、外国人の受入れ施策を講ずるための知見を得る機会とする。〔外務省〕《施策番号4》
- 政府全体としての「外国人労働者問題啓発月間」（毎年6月）において、関係省庁が緊密な連携を図りつつ外国人労働者問題に関する啓発活動等を行う。〔法務省、厚生労働省、警察庁等関係省庁〕《施策番号5》
- 法務省の人権擁護機関において、外国人を含む全ての人が互いの人権を大切に、支え合う共生社会の実現を図るため、各種人権啓発活動を実施する。〔法務省〕《施策番号6》
- 日本語を含めて11か国語で多言語対応している法務省の人権擁護機関における人権相談や調査救済手続について、引き続き外国人が多く利用するコミュニティサイト等の媒体に広告を多言語で展開するなどして、人権問題が生じた場合に外国人が幅広く安心して利用できるよう更なる周知を図る。〔法務省〕《施策番号7》

2 外国人材の円滑かつ適正な受入れの促進に向けた取組

(1) 特定技能外国人の大都市圏その他特定地域への集中防止策等

【現状認識・課題】

特定技能制度の運用に当たっては、特定技能外国人が、大都市圏その他の特定の地域に過度に集中することなく、地域の人手不足に的確に対応し、地域の持続的発展につなげていく必要がある。

また、「特定技能」での就労を希望する国内外の外国人の中には、求人情報に接する機会に乏しい者もあり、他方で、特定技能外国人の雇用を検討している中小企業の中には、外国人雇用の経験に乏しく、求人情報を効果的に提供する方法を必ずしも熟知していない企業が存在する。

このような観点から、特定技能外国人と企業とのマッチング支援をはじめとする各種の措置を講ずる必要がある。

【具体的施策】

- 特定技能制度において、大都市圏等の特定の地域に集中して就労することを防止し、かつ、就労を希望する国内外の外国人の意向と中小企業をはじめとした外国人雇用の経験に乏しい外国人の雇用を希望する企業のニーズをマッチングさせるため、各分野特有の状況等を考慮の上、以下の措置を講ずる。

- ・ 受入れに係る採用、生活環境整備、人材育成等の優良事例の紹介や、共同で

の企業 PR 活動、宿舍手配、研修等の事業者間の連携を促進するための情報提供。(14 分野)

- ・ 企業・在留外国人に対する地方におけるセミナーの開催 (14 分野)
- ・ 分野別協議会における引き抜き防止の申合せ等引き抜き防止に対する厳格な対応が行われるよう分野別協議会を通じた指導を実施 (14 分野)
- ・ 地方における技能評価試験の実施 (14 分野)
- ・ 特定技能外国人として就労を希望する者と特定技能外国人の雇用を希望する企業のマッチングを実施する都道府県 (適切な団体に委託可) に対する必要な経費の助成 (介護分野)

・ 技能評価試験合格証明書の発行の際、過度集中地域の受入れ機関から徴収する費用の引上げ。(ビルクリーニング分野)

- ・ 特定技能外国人の受入れ事業実施のための法人を設立し、全国の求人求職情報の集約等のマッチングの実施。また、都市部と地方の間で著しい待遇の格差が生じないように、同法人において、地方における求人の発掘を積極的に行うとともに、受入れ企業に対する求人条件の見直しなどの助言・指導の実施。(建設分野)
- ・ 地域における事業者間連携による自律的取組の発掘・支援(自動車整備分野)
- ・ 特定技能外国人の雇用を希望するホテル、旅館等の求人情報について業界団体や試験実施機関のホームページへの掲載。ホテル、旅館等や在留外国人を対象としたセミナーを開催し、制度の広報等を行い受入れ環境を整備。(宿泊分野) [厚生労働省、経済産業省、国土交通省、農林水産省等] 《施策番号 8》

- 外国人の受入れ・定着に積極的に取り組む地方公共団体とハローワークが連携する「地域外国人材受入れ・定着モデル事業(仮称)」を実施し、優良事例や効果を検証する。[厚生労働省] 《施策番号 9》
- 特定技能外国人が、大都市圏等の特定の地域に集中して就労することを防止し、かつ、就労を希望する国内外の外国人の意向と中小企業をはじめとした外国人雇用の経験に乏しい外国人の雇用を希望する企業のニーズをマッチングさせるため、必要な措置を講じるに当たっては、分野所管省庁等に特定技能外国人に係る在留数等必要な情報を提供していく。また、就労を希望する外国人等に対し、受入れ機関の情報を提供していく仕組みを構築するとともに、地方における人手不足の状況や特定技能外国人の受入れ状況等の情報把握・分析機能の強化を行う。[法務省、厚生労働省] 《施策番号 10》
- 地方公共団体と連携して地方で就労することのメリットを周知するとともに、外国人受入環境整備交付金による地方への支援を引き続き推進する。[法務省] 《施策番号 11》
- 「特定技能」の在留資格が創設されたことを踏まえ、大都市圏その他の特定の

地域に外国人が過度に集中することなく、地域の人手不足に的確に対応し、地域の持続的発展につなげていく必要がある。外国人材の受入支援や共生支援等の優良事例の収集・横展開を行い、地方公共団体の自主的・主体的で先導的な取組について、引き続き地方創生推進交付金により積極的に支援する。〔内閣府（地方創生）、内閣官房（まち・ひと・しごと創生本部）〕《施策番号 12》

- 以下の取組については、必ずしも外国人材を対象にしたものではないが、その推進を図ることにより、地域への就労促進に資すると考えられる。
 - ・ 住宅紹介等を行う地方の居住支援法人や家賃低廉化補助等を行う地方公共団体等の取組に対する地方財政措置を含めた充実した財政支援の実施
 - ・ 元請・下請の取引関係の適正化や介護等公定価格でサービス対価が決まる分野における処遇改善等の賃金の引上げに関する取組の推進〔厚生労働省、国土交通省、経済産業省、公正取引委員会〕《施策番号 13》

(2) 特定技能試験の円滑な実施等

【現状認識・課題】

国内外の多くの外国人が特定技能外国人として就労するためには、国内外を問わず、技能水準及び日本語能力水準を確認するための試験が円滑に実施される必要がある。

このような観点から、特定技能試験の円滑な試験の実施をはじめとする各種の措置を講ずる必要がある。

【具体的施策】

- 特定技能制度における技能試験及び日本語試験を国内外で円滑に実施する観点から、以下の措置を講じる。
 - ・ 短期滞在者には限定的にしか認められていない試験の受験資格の見直しを令和 2 年 1 月中に実施するなど受験対象者の拡大を図る。
 - ・ 新たな日本語試験の活用を検討するとともに、特定技能制度における日本語試験の不正防止を徹底し、適正な実施を図る。〔法務省、外務省〕《施策番号 14》
- 法務省ホームページにおいて特定技能試験及び日本語試験についての最新情報を多言語で一元的に提供していく。試験情報に係る関係機関のホームページの多言語化を進めるなど、外国人及び受入れ機関の双方が必要な試験情報にアクセスできるよう周知方法を充実させる。〔法務省〕《施策番号 15》
- 適正かつ円滑な送出し及び受入れの確保のため、MOC 作成国等と定期又は随時に協議を行うための体制構築を行う。〔法務省、外務省〕《施策番号 16》

- 日本人との同等報酬を確保しつつ外国人材の技能等を高めることにより更に報

酬が増えていくことを示すことや、帰国後にどのような活躍ができるのかなど、分野別の協議会等において、積極的にキャリアパスの明確化を図る。〔厚生労働省、経済産業省、国土交通省、農林水産省等〕《施策番号 17》

- 建設分野における特定技能外国人の適正就労監理について、「建設キャリアアップシステム等を活用して、外国人建設就労者の適正就労等を推進する」（「マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進に関する方針」（令和元年6月4日デジタル・ガバメント閣僚会議決定））との方針に基づき、適切に対応する。〔国土交通省〕《施策番号 18》
- 介護分野においては、経済連携協定（EPA）、技能実習、在留資格「介護」、特定技能等、様々な受入方法があることから、引き続き、各制度の要件、関係性、キャリアパス等の周知に努めるほか、外国人介護人材の育成やキャリア支援についての実態を把握し、好事例の周知を図る。〔厚生労働省〕《施策番号 19》
- 受入れ機関による在留諸申請等が円滑になされるよう、引き続き誤記入例やよくある疑問点等を的確に把握・分析した上で、申請書の記載例や留意点をより分かりやすいものに充実させて周知するなど、受入れ機関や登録支援機関にとって分かりやすい申請手続に努める。〔法務省〕《施策番号 20》
- 生産性向上や国内人材確保のための取組を行ってもなお、当該分野の存続・発展のために外国人の受入れが必要となる分野に限り、受入れ分野の追加を認めるとしているが、当該分野を所管する行政機関から、有効求人倍率、雇用動向調査その他の公的統計、業界団体を通じた所属企業への調査等の客観的な指標等が示されれば、制度の運用状況等を踏まえつつ、関係行政機関と協議し、受入れ分野を追加するかについて十分な検討を行う。〔法務省〕《施策番号 21》
- 特定技能外国人等受入（予定）施設等に対して、特定技能外国人等が介護現場で日本人職員や利用者と円滑にコミュニケーションを図るために必要な取組や介護福祉士を取得するために必要な学習支援に関する取組等について、必要な経費についての助成を可能とする。〔厚生労働省〕《施策番号 22》

(3) 悪質な仲介事業者等の排除

【現状認識・課題】

有為な外国人材が安心して我が国を訪れて生活・就労することができるようにするためには、来日しようとする外国人から保証金や違約金を徴収する等の悪質な仲介事業者（ブローカー）等の介在を防止するための措置を講ずることが必要である。

また、職業紹介事業者が外国人に転職を繰り返させることにより、転職先の雇用主からの謝礼金を繰り返し受け取ることも懸念されることから、適切な国内対策を進める必要がある。